主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人斎藤勝,同片岡壽,同関根靖弘の上告受理申立て理由について 原審の適法に確定した事実関係は,次のとおりである。

亡りは、財産全部を妻である上告人に相続させる旨の本件遺言をした。本件遺言書の記載は、表題、本文、作成年月日並びに遺言者であるDの住所及び氏名から成るところ、そのうち、作成年月日である「平成十年十一月拾五日」の記載のうちの「拾五」の部分及び氏名はDが自筆で記載したが、その余の部分はワープロで印字されている。この印字部分は、上告人の子であるEの妻Fが、市販の遺言書の書き方の文例を参照し、ワープロを操作して、その文例にある遺言者と妻の氏名をD及びAに置き換え、そのほかは文例のまま入力し、印字したものである。Dは、本件遺言を秘密証書の方式によってすることとし、横浜地方法務局所属公証人G及び証人2人の前に本件遺言書を入れた封書を提出し、自己の遺言書である旨及びD自身がこれを筆記した旨述べたが、遺言書の筆者としてFの氏名及び住所を述べなかった。

【要旨】上記事実関係の下においては、本件遺言の内容を筆記した筆者は、ワープロを操作して本件遺言書の表題及び本文を入力し印字したFであるというべきである。 Dは、公証人に対し、本件遺言書の筆者としてFの氏名及び住所を申述しなかったのであるから、本件遺言は、民法970条1項3号所定の方式を欠き、無効である。

これと同旨の原審の判断は正当として是認することができ,原判決に所論の違法 はない。論旨は,独自の見解に立って原判決を非難するものにすぎず,採用するこ とができない。

よって,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 上田豊三 裁判官 金谷利廣 裁判官 奥田昌道 裁判官 濱田邦夫)